

### 4.1.3 土壌及び地盤の状況

#### 1) 土壌の状況

調査区域における土壌の状況は、図 4.1.3.1に示すとおりです。諏訪湖周辺の低地部は、主にグライ土、細粒グライ土、灰色低地土、粗粒灰色低地土で形成され、山地部は、主に適潤性黒色土で形成され、一部に乾性褐色森林土等が分布しています。

また、調査区域には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく要措置区域及び第 11 条第 1 項の規定に基づく形質変更時要届出区域が指定されています。指定されている形質変更時要届出区域及び要措置区域の状況は表 4.1.3.1に、位置は図 4.1.3.2に示すとおりです。

なお、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 29 条第 1 項の規定に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域及び「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく農用地土壌汚染対策地域はありません。また、調査区域における土壌のダイオキシン類の一般環境常時監視による調査は行われていません。

表 4.1.3.1 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域及び要措置区域

区域	番号	指定年月日	所在地	面積 単位：m <sup>2</sup>	指定基準に適合しない 特定有害物質
形質変更時 要届出区域	1	平成 29 年 3 月 23 日 (平成 31 年 3 月 28 日一 部解除)	岡谷市湖畔一丁目 97 番の 一部、97 番 2 の一部、97 番 3 の一部、104 番 1 の 一部、104 番 3 の一部及 び 109 番の一部	7,535.9	シアン化合物、水銀及びその化 合物、鉛及びその化合物、砒素 及びその化合物、ふっ素及びそ の化合物
	2	平成 27 年 10 月 22 日	諏訪市高島一丁目 2900 番 19 の一部	469.15	ふっ素及びその化合物、ほう素 及びその化合物、鉛及びその化 合物
	3	平成 27 年 10 月 22 日	諏訪市高島一丁目 2900 番 19 の一部	4,350.89	砒素及びその化合物
	4	平成 23 年 3 月 10 日	茅野市仲町 4597-1 の一部 及び 4597-11 の一部	278.8	シアン化合物、ほう素及びその 化合物
	5	平成 20 年 3 月 31 日	茅野市ちの 617-10 の一部	110	シス-1,2-ジクロロエチレン、 トリクロロエチレン
要措置 区域	6	平成 29 年 3 月 23 日 (平成 31 年 3 月 28 日一 部解除)	岡谷市湖畔一丁目 97 番の 一部、97 番 2 の一部、 104 番 1 の一部、104 番 3 の一部及び 109 番の一部	500.0	ベンゼン
	7	平成 27 年 10 月 22 日	諏訪市高島一丁目 2900 番 19 の一部	111.49	トリクロロエチレン、シス- 1,2-ジクロロエチレン

出典：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定等について」（令和 2 年 3 月 長野県環境部水大気環境課）

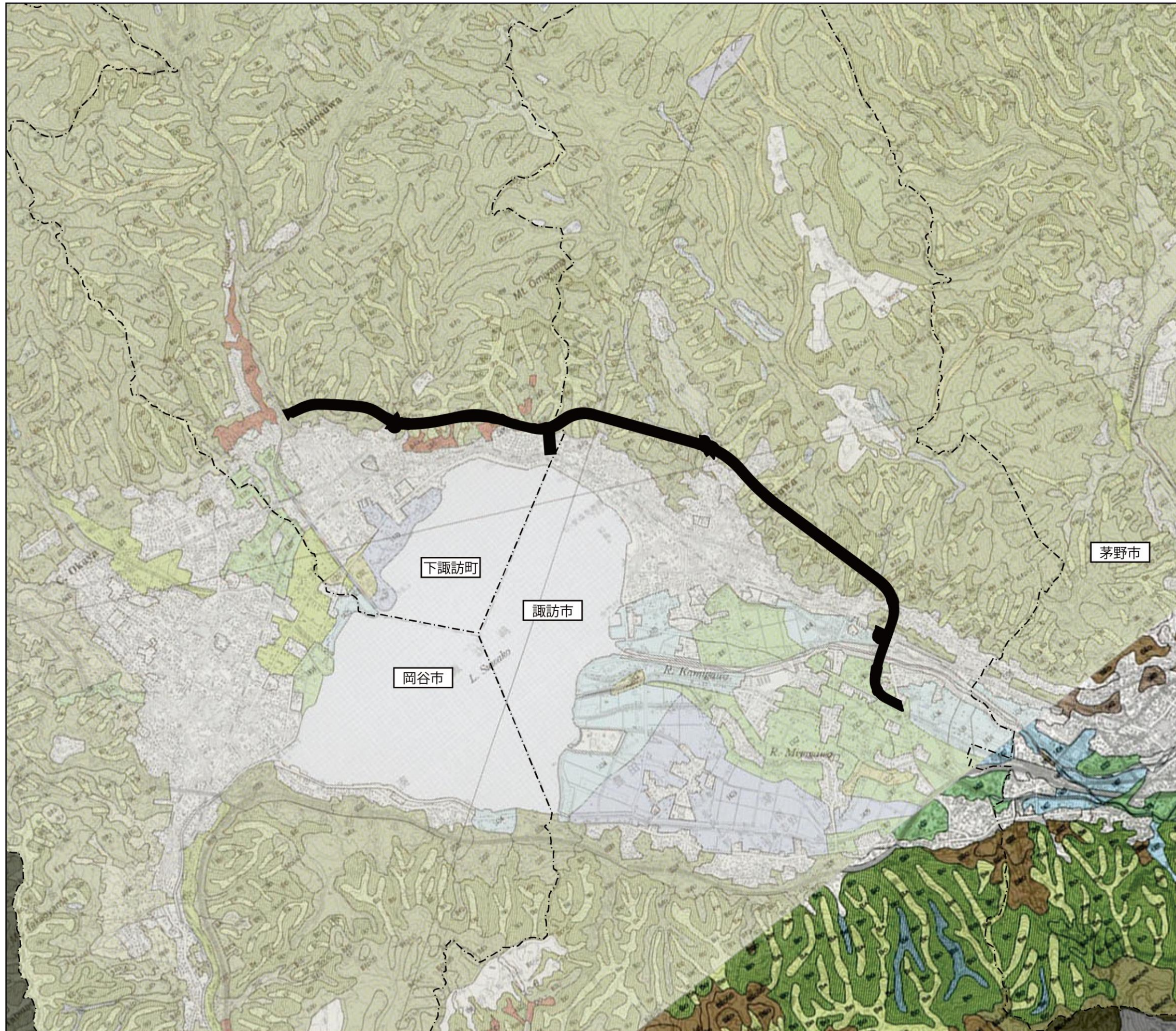
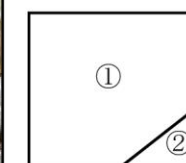


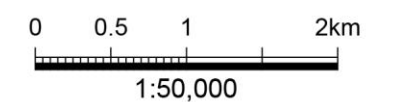
図 4.1.3.1 土壤図

記号①	記号②	名称	備考	
		厚層黒ボク土	農地	
		黒ボク土		
		淡色黒ボク土		
		多湿黒ボク土		
		褐色低地土		
		灰色低地土		
		粗粒灰色低地土		
		細粒グライ土		
		グライ土		
RL		岩石地		林地
L		岩屑土		
BA	BA	乾性褐色森林土 (粒状構造型)		
BB	Be	乾性褐色森林土 (堅果状構造型)		
BC	BC	弱乾性褐色森林土		
Bd(d)	Bd(d)	適潤性褐色森林土 (偏乾亜型)		
Bd	Bd	適潤性褐色森林土		
Be	Be	弱湿生褐色森林土		
BfB		乾性黒色土		
BfC		弱乾性黒色土		
BfD(d)	BfD(d)	適潤性黒色土 (偏乾亜型)		
BfD	BfD	適潤性黒色土		
BfD(m)	BfD(m)	適潤性黒色土 (カベ型)		
BfE	BfE	弱湿生黒色土		
Pt	Pt	泥炭土 (高位泥炭)		
		市街地・集落	その他	
		牧場・ゴルフ場		



出典：①「土地分類基本調査 諏訪」(平成 6 年 3 月 長野県)  
 ②「土地分類基本調査 高遠」(平成 16 年 3 月 長野県)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



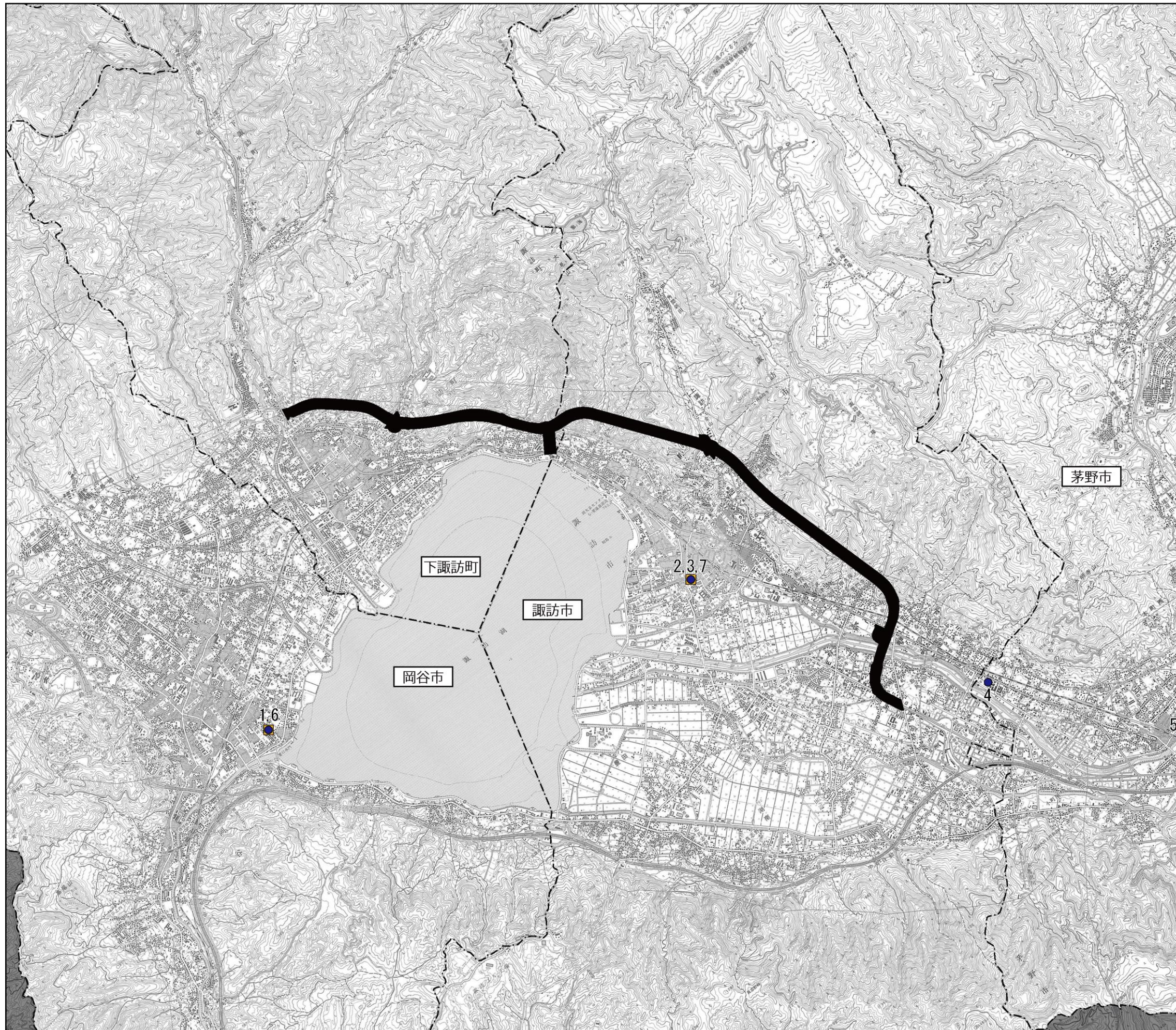
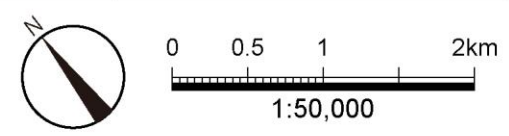


図 4.1.3.2 土壤汚染対策法に基づく  
形質変更時要届出区域及び要  
措置区域

記号	名称
●	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域
■	土壤汚染対策法に基づく要措置区域

出典：「土壤汚染対策法に基づく区域の指定について」  
(令和2年3月 長野県環境部水大気環境課)

記号	名称
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - - - -	行政界
■	調査対象外



## 2) 地盤の状況

調査区域において、「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 30 年度版）」（平成 30 年度 環境省）によると、諏訪湖南東側の軟弱地盤地域で以前から地盤が沈下しており、近年も沈下が続いています。また、諏訪盆地では、以前から各所において地盤沈下現象が報告され、近年は、建物の建設のほか、土地造成のための盛土による沈下が生じています。長野県建設部は昭和 52 年 12 月に水準点を 80 点（平成 8 年度から 81 点）設置し、監視測定を実施しています。平成 18 年度までの累計最大沈下量は 57.0cm です。地盤沈下の状況は、図 4.1.3.3に示すとおりです。なお、平成 19 年度から測定は実施されていません。

なお、調査区域には、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築物用地下水の採取を規制する地域及び「地盤沈下防止等対策について」（昭和 56 年 11 月 18 日関係閣僚会議決定）に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域（軟弱地盤地域）はありません。

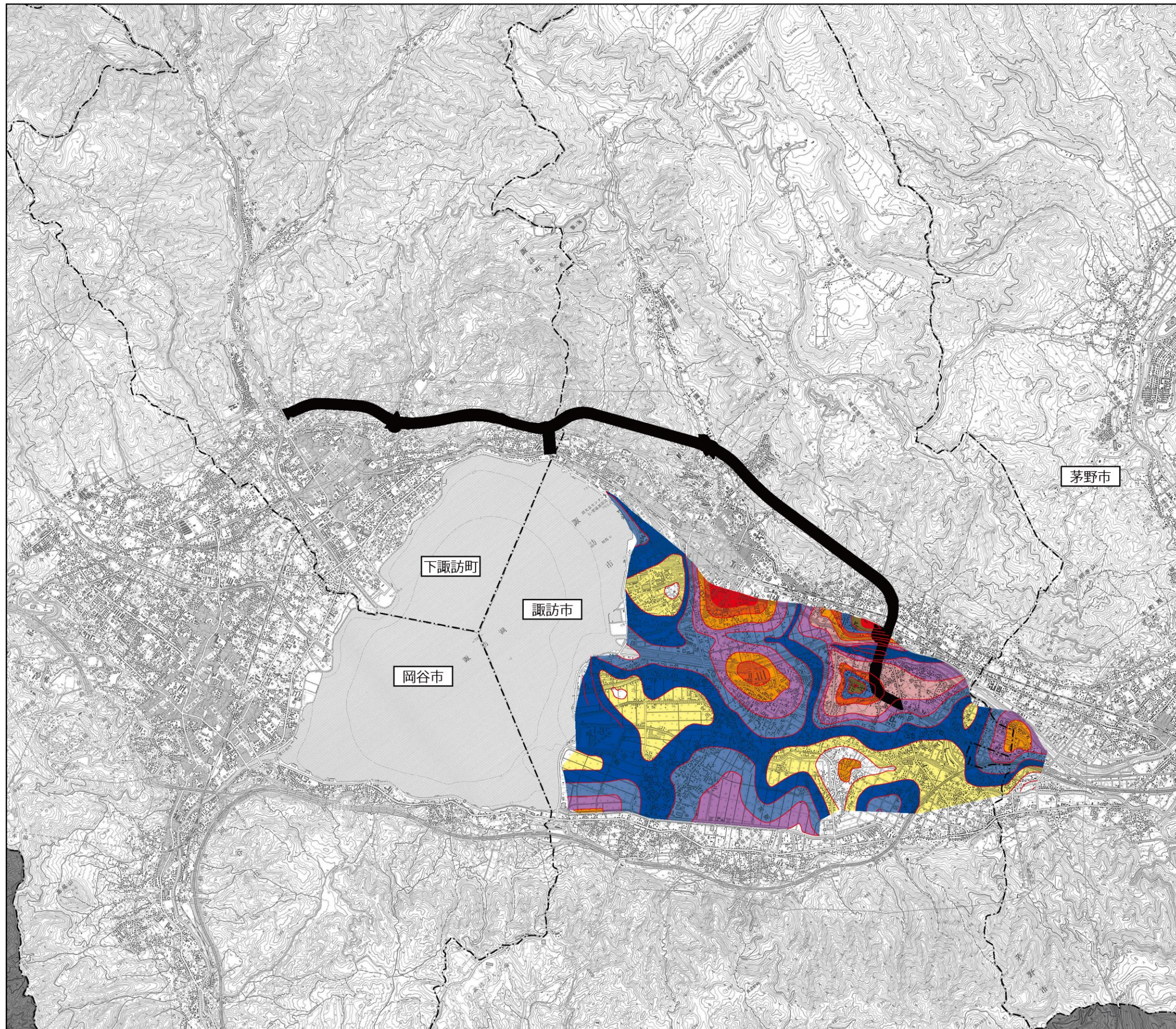


図 4.1.3.3 地盤沈下累積等量線図

記号	変動量 :mm
■	+101 ~ +150
■	+51 ~ +100
■	0 ~ +50
■	-1 ~ -50
■	-51 ~ -100
■	-101 ~ -150
■	-151 ~ -200
■	-201 ~ -250
■	-251 ~ -300
■	-301 ~ -350
■	-351 ~ -400
■	-401 ~ -450
■	-451 ~ -500
■	-501 ~ -550
■	-551 ~ -600

出典：「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成30年度版）」  
（平成30年度 環境省）

記号	名称
■	都市計画対象道路事業実施区域
---	行政界
■	調査対象外

